

## 懲戒に関する規程

### 1 岩手県立盛岡第一高等学校学則

第8章 賞罰 (懲戒)
第31条 校長及び教員は、教育上必要と認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。
2 懲戒のうち退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。
(懲戒による退学)
第32条 前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対してのみ行うことができる。
(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
(3) 正当な理由がなく出席が常でない者。
(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本文に反した者。

### 2 懲戒に関する規程等

#### (1) 懲戒の種類

懲戒 処分	退学処分	本校に在籍する権利を剥奪すること。
	停学処分	一定期間本校の施設を使用させないこと。
	訓告処分	過去の言動に注意を与え、反省を促すこと。
指導	謹慎	問題行動の反省のために、保護者の理解を得て、授業への出席の自粛を求めること。
	家庭謹慎	家庭において謹慎すること。
	登校謹慎	登校の上、校内で謹慎すること。
	説諭	問題行動を戒め、反省を促すこと。

#### (2) 標準指導／処分例

問題行動の内容	懲戒処分・指導	備考
殺人・放火・強姦	退学	重大な犯罪行為
その他の重大な犯罪行為	退学、停学	
いじめ・暴力・傷害・威圧・金銭強要・わいせつ行為・性非行	退学、停学、訓告 謹慎、説諭	インターネット上で行われるものも含む
窃盗・万引・占有離脱物横領	停学、謹慎	
その他の犯罪行為	停学、謹慎	
飲酒・喫煙（同席・所持含む）	謹慎	
その他の不良行為	訓告、謹慎、説諭	深夜徘徊、不健全娯楽、怠学、無断欠席、家出等、情報モラル違反等
授業妨害・暴言・器物損壊	訓告、謹慎、説諭	
無免許運転	停学、謹慎	
その他の交通違反	訓告、謹慎、説諭	
交通事故	内容により他の問題行動に準じて指導	
カンニング	謹慎	
アルバイト規程違反	謹慎、説諭	
無断免許取得	謹慎、説諭	
服装規程違反	謹慎、説諭	
その他本校の規則に違反する行為	内容により他の問題行動に準じて指導	
その他本校生徒としてふさわしくない行為	内容により他の問題行動に準じて指導	

問題行動が複数に及ぶ場合や過去に指導歴のある者が再び問題行動を起こした場合は、より厳しい指導をするものとする。